

源泉徴収手続きのお知らせ

従業員又は青色専従者に給料を支払っている事業主で納期の特例の適用を受けている方は、1月から6月までの給料にかかる源泉所得税の納付書を**7月10日（月）**までに提出しなければなりません。（納期の特例の適用を受けていない方は毎月分の給料にかかる源泉所得税の納付書を翌月10日までに提出する必要があります。）この手続きを源泉徴収といいますが、納付すべき税額がなくても給料、賞与を支払っている場合は、源泉徴収手続きが必要となります。なお、**消費税の届出、記帳等**ご不明な点についての相談もお受けしておりますので、ぜひ青色申告会をご利用ください。

— 記 —

【日 時】 6月12日（月）～7月10日（月）
午前9時～午後4時まで

【会 場】 練馬西青色申告会事務所
練馬区東大泉4-16-3
☎5387-6211

【ご持参ください】

前年分の決算書及び申告書控、印鑑、通帳、記帳されている方はその帳簿源泉徴収簿、納付書（税務署から送られてきたもの）

◎ 駐車場がありませんのでご来局の際は、電車等をご利用下さい。

一般社団法人 練馬西青色申告会